

告 示

埼玉県告示第九百三十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十七年八月四日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

ムサシ産業機械株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県熊谷市見晴町二〇六番地

ハ 代表者の氏名

江原 幸弘

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般・特―二十三）第八八八八号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補

助金等の交付を受けているもの

ロ 停止を命ずる期間

平成二十七年八月十九日から十月十七日までの六十日間

四 処分の原因となつた事実

ムサシ産業機械株式会社の社員は、埼玉県住宅供給公社発注の住宅給湯器取替工事ほか四件に関し、埼玉県住宅供給公社主幹に対して賄賂を供与したことにより、刑法第九十八条の贈賄罪で平成二十七年六月二十二日にさいたま地方裁判所から懲役十月（執行猶予三年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。